



学校に、外国につながる子どもがやってきた！
日本語がわからないみたいだけど、どうしよう…
支援を頼みたいけど、どこに相談すればいいのかな？

小学校で外国人の子どもに日本語を教えるボランティアを
始めたけれど、今のままでいいのかな…
学校の先生たちとは、どのぐらい情報共有すべき？

こんな声が兵庫県内のあちこちで聞かれるようになりました。
この冊子は、このような疑問をもつ学校の先生や日本語指導ボラン
ティアのかたに向けたものです。

ひょうご日本語ネット

—目次—

1. はじめに p.1
2. 外国につながる子どもに関する誤解 p.2
3. 日本語指導ボランティア Q&A こんなとき、どうする？ p.5
 - (1) 学校の先生のためのQ&A p.5
 - Q1 初めて外国につながる子どもを受け入れます。どうしたらいいですか？
 - Q2 日本語指導ボランティアだけで大丈夫ですか？
 - Q3 初めて日本語指導ボランティアを受け入れます。ボランティアのかたに対し、まず何をしたらいいですか？
 - Q4 何か日本語指導のために用意すべきものがありますか？
 - Q5 ボランティアのかたとは、どのように連絡を取ればいいですか？
 - Q6 ボランティアのかたから、子どものことを思うがゆえの様々な要望があります。どうすればいいですか？
 - (2) 日本語指導ボランティアのかたのためのQ&A p.8
 - Q7 学校に入って支援を行う際、どんな心構えが必要ですか？
 - Q8 学校でどのように行動すればいいですか？
 - Q9 学校の先生や他のボランティアとは、どのように情報を共有すればいいですか？
 - Q10 複数いるボランティアのまとめ役になるよう学校から頼まれました。どのようなことをすればいいのですか？
 - Q11 子どもにも、大人に対するのと同じように日本語を指導していいのですか？
 - Q12 日本語指導時間に教科の宿題の補助などを求められることがあるのですが、日本語以外を教えてもいいのですか？
 - Q13 子どもに、言葉の能力以外の問題があるように感じるときは、どうしたらいいのですか？
4. おわりに p.13

1. はじめに：外国につながる子どもを支えるために

兵庫県内の公立小中学校には、日本語指導が必要な外国人児童生徒が 865 人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が 218 人在籍しています(2016 年 5 月現在)。子どもがそれぞれに夢や志を持ち、実現していくためには、学校の授業内容が理解できるだけの日本語力と学習能力が必要です。子どもには、そのためのサポートを受ける権利があります(次頁参照)。

兵庫県内では、外国につながる子どもが通う一部の小中学校において、子ども多文化共生サポーターによる母語支援や、日本語指導ボランティアによる日本語指導が行われるなど、県や市町の教育委員会、教職員、子ども多文化共生サポーター、日本語指導ボランティアが協力して子どもを支える体制が徐々にできてきました。しかし、学校の状況や子どもの背景などは様々であり、この協力体制をうまく働かせるためには、子どもに関わる人々の多くの知恵と工夫が必要になります。

そこで、行政と NPO 団体、研究者の集まりである「ひょうご日本語ネット」では、学校側とボランティア側をつなぐツールとして、冊子を作成することになりました。

この冊子の作成にあたり、いくつかの学校で聴き取り調査を行いました。その結果、子どもへの熱い思いが、学校側、ボランティア側双方にうまく共有されると信頼関係が生まれ、よりよい協力体制ができあがることわかりました。そのための知恵と工夫が、この冊子には盛り込まれています。子どもの未来のために、この冊子を活用していただければ幸いです。

※この冊子は、「日本語指導ボランティアを受け入れている学校の先生」と「学校で日本語指導を行っているボランティアのかた」を対象に作成しています。

2. 外国につながる子どもに関する誤解

誤解① 日本国籍の子どもじゃないから、支援の対象じゃない？

「外国人の子どもは、日本の義務教育の対象じゃない」といった意見を聞くことがあります。確かに、日本国籍でない場合、小中学校に通うことは「義務」ではありません。しかし、外国につながる子どもにも、教育を受ける「権利」があります。

日本は、「子どもの権利条約」（正式名称「児童の権利に関する条約」）を批准しています。この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するものです。この条約を批准した国にいる子どもには、国籍、民族、宗教等に関わらず、初等教育を受ける権利があり、また中等教育を利用する機会が与えられています（第28条）。つまり、日本にいる外国につながる子どもはみんな、日本人の子どもと同様に、小中学校に通い、本人が望むのであれば高等学校に通えるよう、基本的な教育を受ける権利があるのです。

「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」は、正式には「児童の権利に関する条約」と言います。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められ、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。

日本は1994年にこの条約を批准しており、日本政府には、上に挙げたすべての権利について、日本で暮らすすべての子どもに知らせ、保障する義務があります。詳しくは、外務省HPをご参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>

誤解② 子どもは放っておいても言葉を覚える？

日本語指導が必要な子どもに関わる人たちの間で、しばしば次のような意見が聞かれます。

新しく外国につながる子どもが入ってきたけど、子どもだから放っておいても日本語ができるようになるでしょ？

友達とぺらぺら話しているから、もう日本語指導は必要ないと思うんですが…。それよりもっと教科の勉強してほしい。



まず日本語ができなければ学習内容もわからないのに、通訳がいれば大丈夫って思っている先生もいて…

友達としゃべれるからって授業がわかるわけじゃないのに…

日本人の子どもと同じ宿題を出されても、困ります。

☞ 子どもの言語・学習双方の能力の発達のために、次の点を理解しておきましょう。

「日常会話」に必要な
言語能力
＜生活言語能力＞



「教科学習」に必要な
言語能力
＜学習言語能力＞

➤ **生活言語能力**

- ・日常生活におけるコミュニケーションに必要となる能力。
- ・短期間で習得が可能。😊♪

➤ **学習言語能力**

- ・学校等での勉強や学習活動のために必要となる言語能力。
- ・長期間かけて習得される。😞👂

子どもはすぐに日常会話に必要な「生活言語能力」を身につけられるかもしれませんが、しかし、**授業を理解できる日本語力、即ち「学習言語能力」**を身につけるには、**5～7年はかかる**と言われています。教科の成績には、その子どもの日本語能力が影響している可能性があります。日本語の習得が進むことで、教科の理解も進むかもしれませんが、教科の内容に遅れが出ないようにすることも必要ですが、そのためにも、言語面での指導が不可欠なのです。

学校の先生は、子どもが必要な言語指導を受けられるように、日本語指導ボランティアのかたと相談してください。また、日本語指導ボランティアのかたは、その子がクラスでどんな勉強をしているかを先生に聞き、可能ならばその内容に関連づけながら日本語指導をするといいでしょう。

◇ 先生と日本語指導ボランティアが互いに協力して、子どもの発達をしっかりとサポートする体制を作りましょう。

※「生活言語能力」「学習言語能力」：Jim Cummins による BICS と CALP の区別を参照。

3. 日本語指導ボランティアQ&A こんなとき、どうする？

この節では、学校の先生、日本語指導ボランティアのかたからよくお尋ねのある点について、それぞれの立場に分けて示し、聴き取り調査から得られた情報を一つの回答として提示します。

(1) 学校の先生のためのQ&A

Q1 初めて外国につながる子どもを受け入れます。どうしたらいいですか？

- 日本語指導ボランティアや、子ども多文化共生サポーター（母語支援者）などによる支援を要請することができます。兵庫県子ども多文化共生センターのホームページに、外国につながる子どもの初期受け入れ対応や就学に関わる資料があります。そちらで詳しい情報を確認してください。また、市町の教育委員会にもご相談ください。

[http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/ukeire/ukeire\(shoki\).html](http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/ukeire/ukeire(shoki).html)

Q2 日本語指導ボランティアだけで大丈夫ですか？

- 可能ならば、子どもの母語がわかる支援者（子ども多文化共生サポーター等）に協力してもらいましょう。特に初期指導の段階では、母語での補助的な説明が大きな助けとなります。
- また、学校文化は国によって違いますし、母国で学校に行った経験のない子どももいるでしょう。わからないことだらけの環境の中では、子どもは精神的に不安定になることがあります。子どもが自分の気持ちを十分に表現し、周りの人々に理解してもらい機会を保障するためにも、子どもの母語がわかる支援者とも連携することを強くお勧めします。

Q3 初めて日本語指導ボランティアを受け入れます。ボランティアのかたに対し、まず何をしたらいいですか？

- まず基本的なこととして、お互いを理解し、信頼関係を築くために次のようなことを実施するといいいでしょう。
 - ✓ 子どもに関わる先生にボランティアのかたを紹介する。
 - ✓ 全ての先生にボランティアのかたの名前と来訪を周知する。安全管理上の問題からも、ボランティアのかた用の名札を用意し、来校時にはそれを着用してもらうといいいでしょう。
- また、受け入れ当初に校内でのルールを確認しておきましょう。
 - ✓ 下駄箱や教室等、各種施設・設備の位置や使い方
 - ✓ 職員室への立ち入りの可否やルール
 - ✓ 出勤簿記入等の必要があればその管理法など
 - ✓ 主たる学校行事の予定
 - ✓ 学校側の連絡窓口（担当教職員）、学校への連絡方法先生の間では「常識」であることも、ボランティアのかたにとってはそうではありません。最初に丁寧に説明しておくことが大切です。何か変更があれば、その都度伝えてください。

Q4 何か日本語指導のために用意すべきものがありますか？

- 次のようなものを用意すると、日本語指導に役立ちます。
 - ✓ 日本語指導を行う一定のスペース（臨時で移動することがあっても、通常は一定の場所を確保することが望ましい）
 - ✓ 教室の備品（机や椅子のほかに、ロッカーや掃除道具など、通常の教室としての機能が果たせる程度のもの）
 - ✓ 文房具（学習記録や連絡用のノート類も含む）
 - ✓ 教科書（実物）・参考書（コピーでも可。その場合はコピー機使用の便宜を図ることが望ましい）

- ✓ 学習記録を入れる引き出しや棚（できれば鍵付きのもの）

Q5 ボランティアのかたとは、どのように連絡を取ればいいですか？

- 窓口となる先生を決めておき、その先生を通じて各種連絡をするといいいでしょう。また、指導上の必要に応じて、子どもの担任の先生とも連絡がとれるようにするのが望ましいです。
- 急な時間割変更や子どもの欠席など、ボランティア活動の当日でも連絡がとれるよう、ボランティアのかたの連絡先を控えておきましょう。
- ボランティアのかたが複数いる場合は、窓口となる人を決めてもらい、その人を通じて他のボランティアのかたに連絡してもらおうと便利です。承諾を得たうえで、ボランティア間で連絡先を交換してもらっておくといいいでしょう。

Q6 ボランティアのかたから、子どものことを思うがゆえの様々な要望があります。どうすればいいですか？

- お互いに子どもの支援をしようとしていることをふまえたうえで、それぞれの役割を確認し、尊重し合うようにしましょう。
 - ✓ 日本語指導に関することはまずボランティアのかたの意見を聞き、支援のあり方を一緒に考えましょう。
 - ✓ 学校にはいろいろな制約があり、また学校による事情の違いもあります。学校の現状や、学校教員としての立場を説明し、できないことについても、ボランティアのかたから理解が得られるよう努めましょう。
 - ✓ ボランティアのかたが立ち入るべきでない問題に言及している場合には、お互いの役割について、再確認しましょう。

(2) 日本語指導ボランティアのかたのためのQ&A

Q7 学校に入って支援を行う際、どんな心構えが必要ですか？

- 学校はすべての子どもにとって、居場所であり、基礎学力と人間関係の基礎を培う場です。外国につながる子どもにとっても同様です。日本語指導が大切であることは確かですが、学校本来の活動や学習にも参加する必要があるということを理解しておいてください。時には日本語指導の時間や場所が変更になることもあるかと思いますが、柔軟に対応してください。
- 学校には多くの個人情報が入っています。ボランティア活動を通して得た個人情報を、外部に漏らさない配慮が必要です。学校と、子どもや保護者との信頼関係を損なうことがないように注意しましょう。
- 子どもは活発に動きまわることもあるので、動きやすい服装を心がけましょう。

Q8 学校でどのように行動すればいいですか？

- 基本的なこととして、次の点に注意して行動しましょう。
 - ✓ 日々のあいさつや、日本語指導に関する報告を通じて、先生がたとこまめにコミュニケーションをとる。
 - ✓ 職員室への出入りや他の教室の利用など、学校内ですることについては、その可否をまず学校側に確認する。
 - ✓ ボランティア活動中に得られた個人情報の共有が必要な場合は、その子どもの指導に関わる者の間だけにとどめる。
 - ✓ わからないことや指導上の問題があれば、まず窓口になっている先生に相談する。

Q9 学校の先生や他のボランティアとは、どのように情報を共有すればいいですか？

【学校の先生との情報共有について】

- ふだんから、日誌や連絡ノート等を通じて、その日の子どもの学習内容や学習時の様子をこまめに報告しましょう。これにより、協働して子どもを支援するという体制や、問題が起きた時にすぐに相談できる信頼関係の基礎ができます。
- また、ボランティアは多くの場合子どもと一対一で向き合うため、時として窓口の先生や担任の先生よりもその子どもの様子や問題がよくわかることがあります。特に子どもの就学や生活に関わる重要な情報（転校、進学、帰国、虐待等）を得た場合は、速やかに先生がたと情報を共有し、対応策を一緒に考えるようにしましょう（※）。

※子どもには、相手がボランティアだから話せることや、学校の先生には知らせてほしくないこともあるでしょう。しかし、ボランティアができることや責任を負える範囲は非常に限られています。子どもへの配慮は欠かせませんが、深刻な内容であればあるほど、早めに先生がたに報告・相談しましょう。

【ボランティア間の情報共有について】

- 複数のボランティアが、同じ子どもを担当することもあります。そのような場合、子どもの指導に関わる重要な情報は、担当者間でも、こまめに共有するようにしましょう。ただし、個人情報が含まれるので、外部の人に聞かれたり見られたりするののないよう、細心の注意を払ってください。

- 指導にあたり問題や困難が生じた場合などには、一人で抱え込むのではなく、他のボランティアのかたに相談したり、早めに学校に報告したりすることも大切です。

Q10 複数いるボランティアのまとめ役になるよう学校から頼まれました。どのようなことをすればいいのですか？

- 求められる役割は学校によって異なるので、具体的なことは学校側に確認しましょう。以下に実際の事例を挙げておきます。
 - ✓ ボランティア側の連絡窓口となり、ボランティア同士で必要な情報が共有できるようにする。
 - ✓ 学校からの要請にもとづいて、指導の内容を決める。
 - ✓ 必要となる日本語教材等を、学校側に伝える。
 - ✓ ボランティアの活動可能時間に応じて担当日時を調整する。
 - ✓ 他のボランティアに指導上の助言を行う。
 - ✓ 新規ボランティアを探す。(※)

※新規ボランティアを探す必要が生じた場合

できるだけ日本語指導経験のある人を探しましょう。また、子どもの母語がわかるボランティアは大きな助けになります。可能なら、子ども多文化共生サポーター（母語支援者）とは別に、日本語指導ボランティアとしても子どもの母語がわかる人を探すといいですね。子ども多文化共生センターの「ボランティアバンク」もご活用ください。

Q11 子どもにも、大人に対するのと同じように日本語を指導していいのですか？

- 子どもへの指導は、発達段階をふまえて行う必要があります。

例えば小学校低学年では、長時間椅子に座り続けること、集中力を維持することも困難です。また抽象的な概念が十分に理解できるようになるのは高学年になってからと言われています。指導の際には、次のような工夫をしましょう。

- ✓ 指導の時間を区切り、複数の活動を組み合わせる。
 - ✓ 子どもの意識が散漫にならないよう、余計なものが目に入らないようにする。
 - ✓ なるべく子どもの「体験」とつながるような言葉の指導を意識する。
 - ✓ 抽象的な概念を表す言葉の指導の際も、まず身近な具体物を例に指導をはじめ、徐々に抽象的な概念の理解へと導いていく。
- また、できるだけ早く教科学習にも入れるよう、学習言語能力の発達を意識して指導する必要があります。日常生活で使う言葉だけでなく、可能な範囲で教科学習に用いられる言葉を取り入れていくといいでしょう。
 - 学校での教育という点では、運動会などの行事も重要な活動の一つです。必ずしも日本語学習だけに時間を割くことができないことへの理解も必要です。

※現在ボランティアとして活動しているかたの中には、子どもの第二言語習得に関する勉強会や研修会をボランティア同士で実施している例もあります。定期的に話し合いの場をもち、子どもの様子や指導のあり方などを相談しましょう。兵庫県国際交流協会（HIA）や、兵庫日本語ボランティアネットワーク（HNVN）のHPに掲載されている研修会情報もご活用ください。

Q12 日本語指導時間に教科の宿題の補助などを求められることがあるのですが、日本語以外を教えてもいいのですか？

- 子どもは今後日本で教育を受けていくために、日本語だけでなく学年相応の教科内容の学習も必要です。このため、日本語指導の時間に補助的な教科指導を求められることがあります。その場合は次の点に注意して指導しましょう。ただし、子どもが教科の課題等を持ってきた場合は、それが先生の指示なのか本人の判断によるものなのか、最初に確認してください。
 - ✓ その教科で使用されている教科書で指導内容を確認する。
 - ✓ その教科を教えている先生（小学校であれば担任の先生、中学校であれば各教科の担当の先生）に指導方針や教え方を確認し、できるだけそれに従う。
 - ✓ 子どもの抱える問題が、言語上のものなのか、教科内容にかかわるものなのか、窓口の先生や教科担当の先生と意見交換をしつつ、指導を工夫する。
 - ✓ 指導後は指導内容や方法、子どもがどの程度理解しているのか、またどこでつまづいているのかを、窓口の先生や教科担当の先生に報告する。

Q13 子どもに、言葉の能力以外の問題があるように感じる時は、どうしたらいいですか？

- しばらく日本語指導を行っても、なかなか効果が見られない場合、日本語能力の問題のほかに、発達障害がある場合があります。同じ言語・文化的背景の他の子どもと明らかに反応が異なる、時間をかけ指導方法を工夫しても効果が見られないといったように、発達障害などが疑われる場合には、早めに窓口の先生に相談し、専門家からの助言が得られるようにしましょう。

4. おわりに

Q&A では、日本語指導ボランティアを受け入れている学校の先生の立場と、学校に入るボランティアのかたの立場とに分けましたが、どちらの立場にあっても、外国につながる子どもが継続的に教育を受けていけるようにしたいと考え、そのために日々努力をしているという点では同じです。

外国につながる子どもは、日本語能力と学習能力の両方を伸ばしていく必要があります。これは学校の先生だけ、あるいは日本語指導ボランティアだけではできないことです。また、子どもたちが学習を継続するためには、精神的に安定していることが大切です。日本語環境の中でアイデンティティが不安定になることへの配慮も必要です。この意味で、子ども多文化共生サポーターのような、子どもの母語ができる支援者との連携も欠かせません。

子どもを十分に支えるためには、子どもの教育に関わるこれらの大人たちがお互いに助け合うことが大切です。お互いの立場を尊重しつつ、子どものために必要なことは何かをともに考え、よりよい支援体制を共同で築いていきましょう。

2017年4月
ひょうご日本語ネット

ひょうご日本語ネット

【構成団体】

(公財) アジア福祉教育財団難民事業本部関西支部

(公財) 神戸YWCA

(公財) 兵庫県国際交流協会 ※事務局

神戸市教育委員会事務局学校教育課

神戸大学国際教育総合センター (留学生教育部門)

神戸日本語教育協議会

(特非) 神戸定住外国人支援センター

兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター

ひょうご日本語教師連絡会議

兵庫日本語ボランティアネットワーク

その他賛同団体・賛同者

(五十音順)